

Japan.

# アドレス・ベース・レジストリ の推進について

2022-12-18

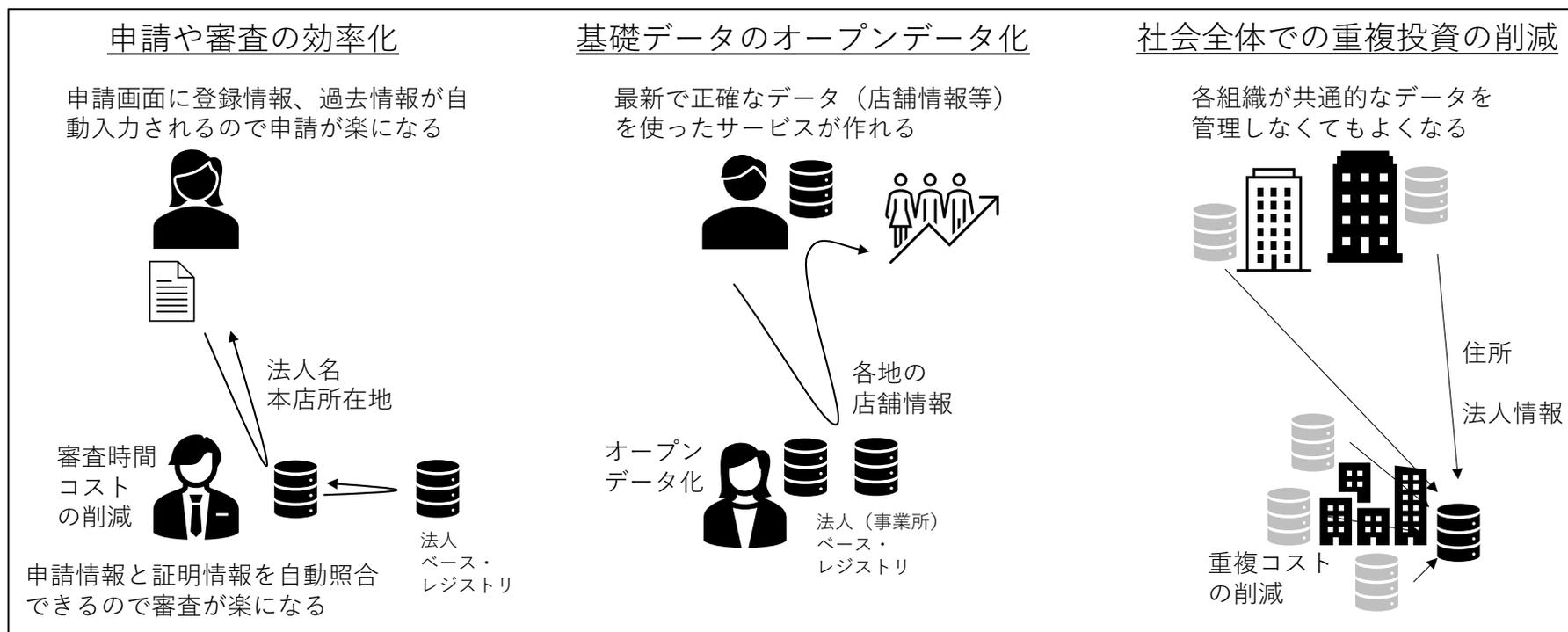
平本 健二      データ戦略統括

## Digital Agency

# ベースレジストリとは何か 1

- ベース・レジストリとは、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基幹となるデータベース。  
 - 日本では台帳等が相当する場合が多い。（クローズデータとオープンデータがある）

## 法人のベース・レジストリの効果例



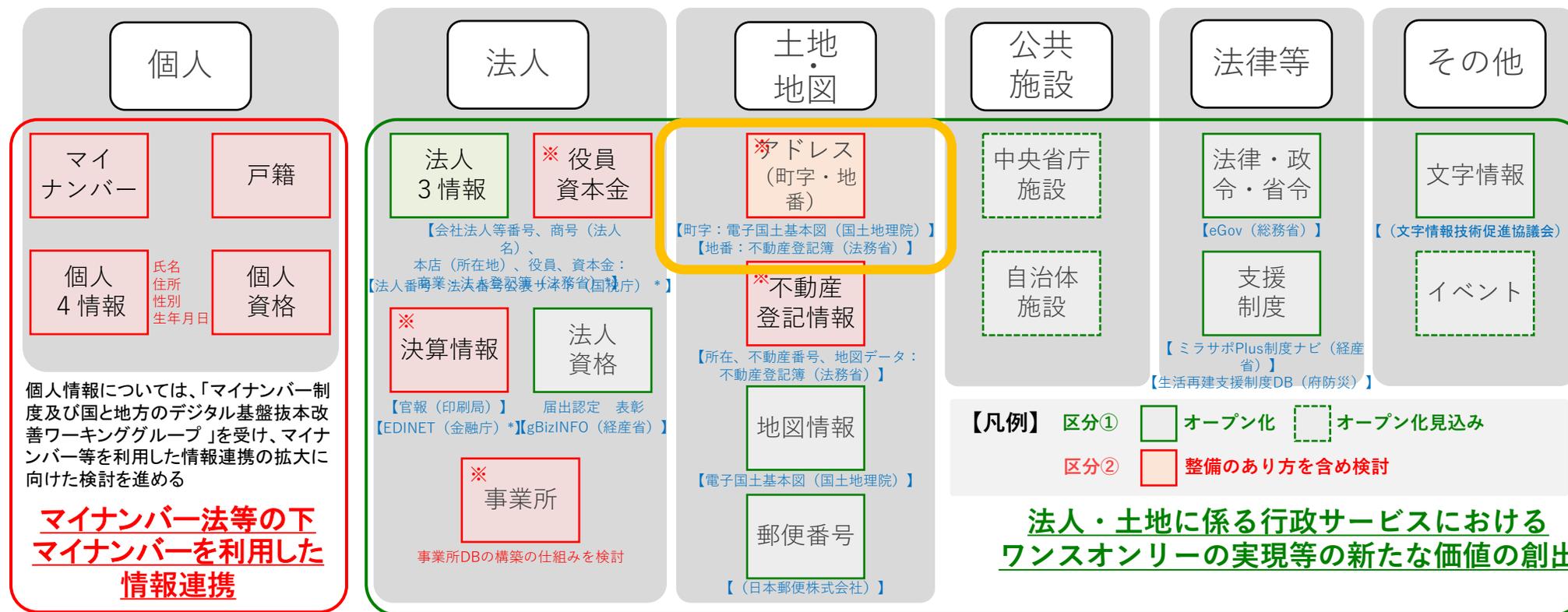
※システム構築費用の削減も実現できる

# ベースレジストリとは何か 2

- 2021年5月に内閣官房がベース・レジストリを指定。整備を推進中。

## ベース・レジストリを指定対象データ

〔灰色はデータ戦略タスクフォース第一次とりまとめベース・レジストリロードマップの区分〕



※具体的なデータの活用・整備方法等について要調整 \*既にgBizINFOと連携済みでありgBizINFOの活用も検討中

# アドレス・ベースレジストリによる効果

社会全体で修正処理が多発

安全性にも問題がある

ミスによる単純修正作業をなくすとともに、利便性を向上

旅行者等に的確に場所を伝えられる

## ①行政・民間で多大な無駄な作業が発生



住所の記入間違いが多い



確認処理やデータ不整合  
による修正処理が多い

登録済み住所と申請データが一致しないので自動処理できない



## ②犯罪などの可能性がある

架空の住所を確認する手段がない



霞ヶ関7丁目に住んでいます



デジタル社会では、これまでのような郵送による送達確認はなくなっていく



## ①最新の住所で確認、入力が可能

入力時に最新の住所で確認したり、住居表示の変更があっても反映できる



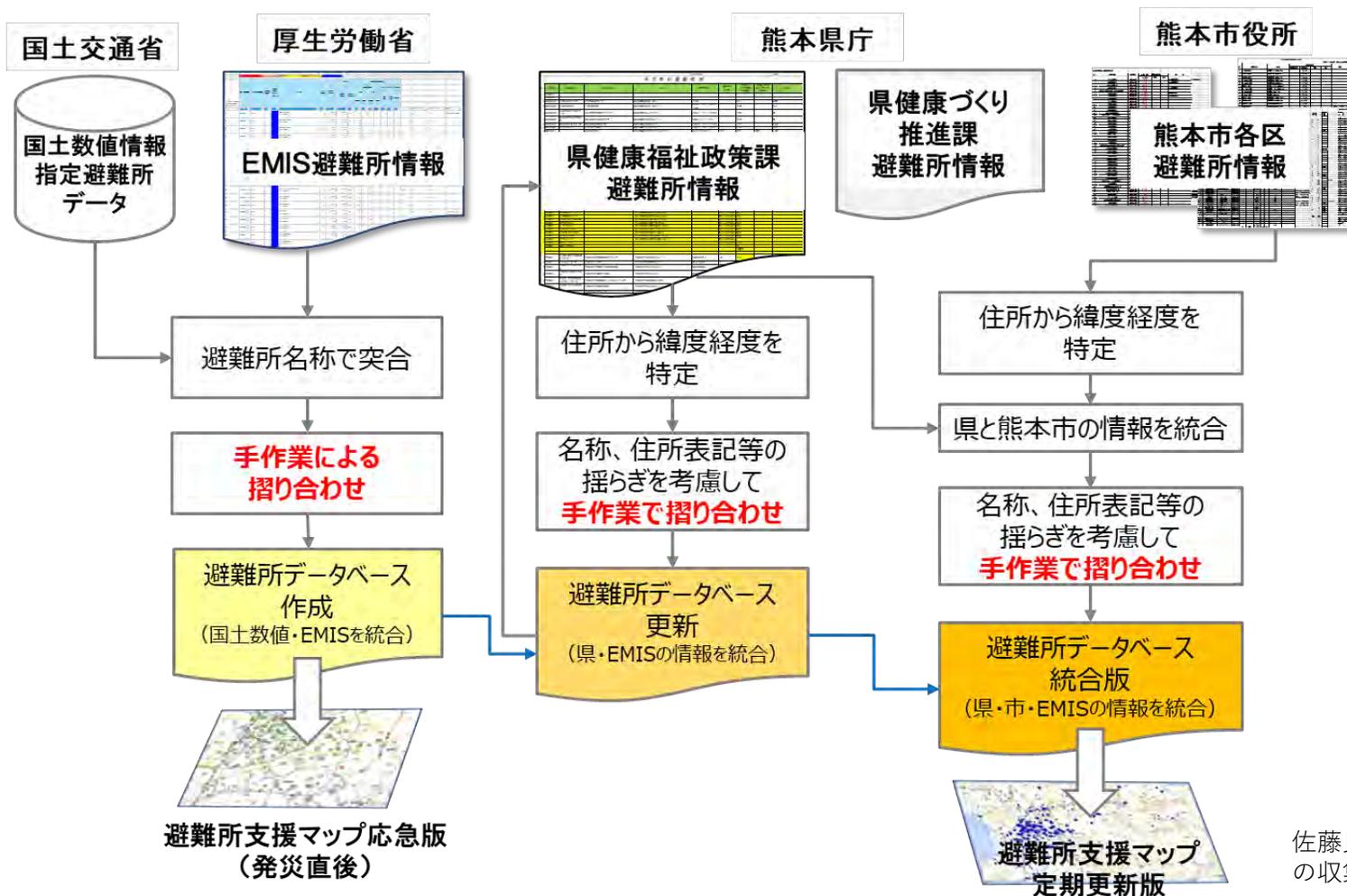
## ②読みや英字が統一できる

入力時に最新の住所で確認したり、住居表示の変更があっても反映できる

誰もが会話で正確に地名が伝えられる

# 住所・所在地のゆらぎによる社会損失の例

## 【事例】 2016年 熊本地震の避難所・避難者情報の収集・集約・地図化に課題 (防災科研)



発災からデータがつながり地図上に可視化できるまで、データクレンジングに要した日数は5日~約2週間。

避難所の名称のゆらぎ、住所文字列のゆらぎを手作業のデータ加工と目視確認で吸収するしかなかった。

同じ避難所情報にも関わらず、簡単に集約・統合できなかった理由

- 避難所名称の名寄せ作業が発生
- 緯度経度が付与されていない
- 避難所名称・住所表記の非統一
- 避難所の固有IDなし

# まずは文字を整理

[文字環境導入実践ガイドブック](#)（政府相互運用性フレームワーク）

## 2.2.3. 地名における文字の取扱い

### 2.2.3.1. 文字の範囲に関する標準的な取扱い

JIS X 0213の使用が前提ですが、歴史的地名等、特殊な要因のため、外字を使用せざるを得ない場合には、外字とJIS X 0213の関連付け（マッピング表の作成）を行います。データ連携の際にマッピング表から外字をJIS X 0213の文字にデータ提供者が変換してデータを提供します。

#### 外字の扱い

- 看板などの記載は自由
- 地域史、パンフなどで外字の作成、使用も可能（JIS X 0221の範囲内であれば、その文字を活用し、それ以外だと外字）
- 汎用的な機器に表示したいとき、外部への送信では、JIS X 0213に縮退

### 2.2.3.2. 文字コード及び文字の符号化形式に関する標準的な取扱い

総論で記載したとおり、文字コードはJIS X 0221、文字の符号化形式はUTF-8を指定することを推奨します。

### 2.2.3.3. ヨミガナに関する留意事項

訪日外国人旅行者向けの観光情報の提供等、地名のヨミガナの取扱いが必要な場合には、都道府県名及び市区町村名については、総務省が作成している「全国地方公共団体コード」注記）に記載されている「カナ」を使用します。

注記）全国地方公共団体コード（<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>）

### 2.2.3.4. ローマ字表記に関する標準的な取扱い

地図で用いる地名のローマ字については、国土交通省が作成している「地名等の英語表記規程」注記）のローマ字表記に基づき、決定します。住所表記で用いる地名のローマ字については、行政機関が住所表記する場合には、「市」を「shi」のようにローマ字表記をすることが多いことから、一般的な行政文書では、地方公共団体のローマ字名であるshi等のローマ字表記を使用します。

注記）地名等の英語表記規程（<http://www.gsi.go.jp/common/000138865.pdf>） →次ページ

# 地名等の英語表記規程

## (目的)

第1条 この規程は、国土地理院が作成する[地図及び地名集に記載する地名及び施設名の英語表記基準](#)として、標準的な表記方法を定めることを目的とする。

## (行政名・居住地名の対象)

第12条 行政名・居住地名の英語表記基準は、都道府県名、郡名、市町村名、大字、字、丁目、番、号及び番地を対象とする。

## (都道府県名の英語表記)

第13条 都道府県名の英語表記は、置換方式によるものとする。都道府県とその英語は次の各号に定めるとおりに行う。

- 一. 東京都は Tokyo Metropolis と表記するものとする。
- 二. 北海道は Hokkaido Prefecture と表記するものとする。
- 三. 府県は、表音のローマ字表記の Fu、Ken を Prefecture にして表記するものとする。
- 四. 都道府県名であることが容易に読み取れる場合には、これらの行政区分を表す英語を省略することができる。

## (郡名の英語表記)

第14条 郡名の英語表記は、置換方式によるものとする。表音のローマ字表記の Gun を County にして表記するものとする。

## (市区町村名の英語表記)

第15条 市区町村名の英語表記は、置換方式によるものとする。市区町村とその英語は次の各号に定めるとおりに行う。

- 一. 市は表音のローマ字表記の Shi を City にして表記するものとする。
- 二. 区は表音のローマ字表記の Ku を Ward にして表記するものとする。ただし、東京23区は表音のローマ字表記の Ku を City にして表記する。
- 三. 町は表音のローマ字表記の Cho 又は Machi を Town にして表記するものとする。
- 四. 村は表音のローマ字表記の Mura 又は Son を Village にして表記するものとする。
- 五. 市区町村名であることが容易に読み取れる場合には、これらの行政区分を表す英語を省略することができる。

## (大字、字及び丁目の英語表記)

第16条 大字、字及び丁目の英語表記は、次の各号に定めるところにより行う。ローマ字表記と数字の間は半角スペースを付与するものとする。

- 一. 大字及び字は表音のローマ字のみを表記するものとする。表音のローマ字表記の Oaza、Aza は省略するものとする。
- 二. 一丁目及び二丁目の「一」及び「二」の部分は算用数字を表記するものとする。ローマ字表記の Chome は省略することができる。Chome が必要な場合には、算用数字に続けて付与するものとする。

## (番、号及び番地の英語表記)

第17条 番、号及び番地の英語表記は、数字のみを表記するものとする。ローマ字表記と数字の間は半角スペースを、数字同士はハイフンを付与するものとする。

# まだまだ奥が深い英字表記問題

- 基本的にヘボン式であるが、揺らぎが発生している。

御殿場

組織・サービス	表記
法務省	方針なし
全国地方公共団体コード	Gotenba
総務省国勢調査 / 平成27年国勢調査 / 地域一覧	Gotemba-shi
国土地理院地名集日本 (GAZETTEER OF JAPAN)	Gotenba Shi
外務省 (外務省Webサイト検索結果)	Gotemba (Gotenbaでの検索にはGotembaが示される)
静岡県Webページ	Gotemba
静岡市Webページ	Gotemba
警察署	Gotenba
駅	Gotemba
インターチェンジ	Gotenba
プレミアム・アウトレット	Gotemba
富士山オフィシャルサイト	Gotemba

# そもそも地名に揺らぎがある

- 大字を書くか省略するか？
- 「霞ヶ関」、「霞が関」はどちらか
- 「井の頭」は「いのかしら」か「いのがしら」か？
- 「五丁目」か「5丁目」か、「5」（丁目は省略）可能か？

文化的背景、歴史的背景、慣用など様々な理由がある。

# アドレス（住所・所在地）の階層構造

住居表示を実施している

東京都 千代田区 霞が関二丁目 1番 6号

都道府県

市区町村

町字

街区符号

住居番号

自治体（市区町村）が更新

自治体（市区町村）が付番

住居表示を実施していない

石川県 加賀市 大聖寺南町二 4 1番地

都道府県

市区町村

町字

地番

自治体（市区町村）が更新

法務局が付番

【根拠法令】

町字

地方自治法

地番

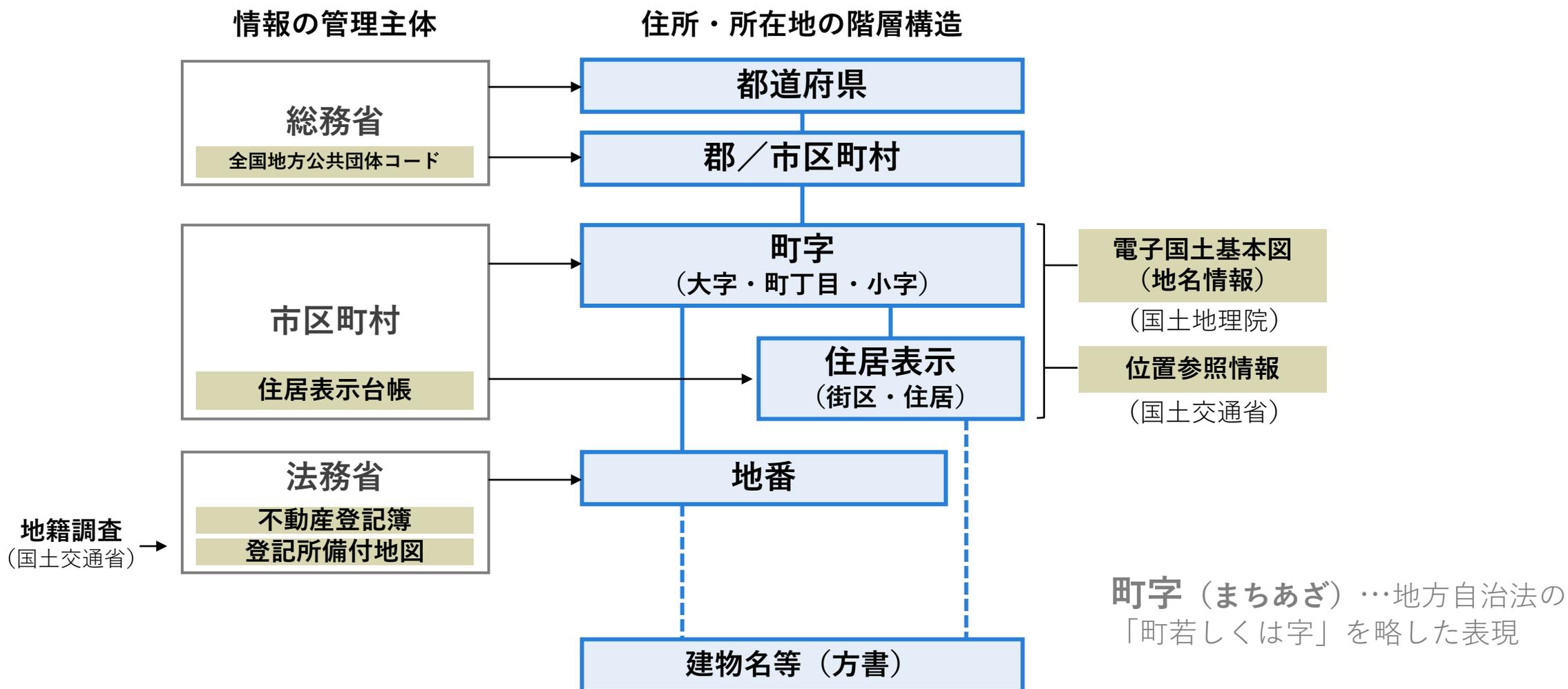
不動産登記法

街区符号

住居番号

住居表示に関する法律

# アドレス（住所・所在地）の階層構造と管理主体



※住所は人の住むところであり、それ以外は所在、所在地であるとされているため、総称としてアドレスとまとめている

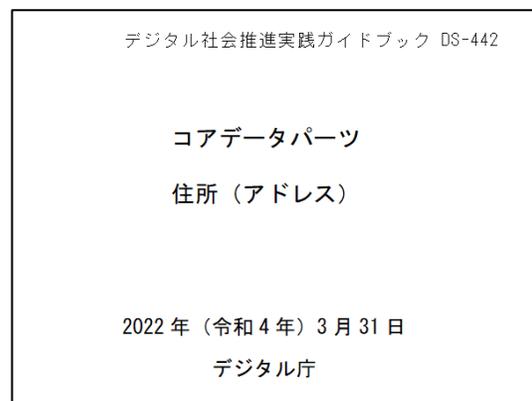
# 行政が保有するアドレスデータ (IDで紐付かない...)

データ	行政区域の階層	管理主体	市区町村	町字			住居表示			地番			特徴・課題等
							街区		住居				
				ID	ID	代表点	ポリゴン	代表点	ポリゴン	代表点	ID	代表点	
全国地方公共団体コード		総務省	○										<ul style="list-style-type: none"> <li>過去データも存在</li> <li>PDF/Excel形式のため機械判読性低い</li> <li>JISにはある郡名がデータに含まれない</li> </ul>
電子国土基本図 (地名情報)		国土地理院		△	○	△							<ul style="list-style-type: none"> <li>小字か通称名かの区別がない</li> <li>ポリゴンは中間生成物としてしか存在しない</li> <li>配布が有償</li> </ul>
大字町丁目レベル 位置参照情報		国土交通省		○	○								<ul style="list-style-type: none"> <li>小字の収録がない</li> </ul>
国勢調査 境界データ		総務省				△							<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域を集約したもので、必ずしも町字の単位と一致しない</li> <li>ポリゴンに重なりや隙間がある</li> </ul>
街区レベル 位置参照情報		国土交通省					○						<ul style="list-style-type: none"> <li>住居表示未実施の街区には地番を収録しているが、住居表示フラグがあるので区別可能</li> </ul>
電子国土基本図 (地名情報 住居表示住所)		国土地理院								○			<ul style="list-style-type: none"> <li>街区のフロンテージの基礎番号を収録(個々の住居の住居番号ではない)</li> </ul>
住居表示台帳 【非公開】		市区町村									△		<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の住居に付された住居番号が管理されているが、緯度経度管理は必須ではない(紙ベースの管理も多い)</li> <li>自治体ごとに仕様は不統一</li> </ul>
不動産登記情報 (登記所備付地図)		法務省								○		△	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産番号がユニークIDとして既存</li> <li>地図・公図ともデータ化済み、測量に基づかない場合は緯度経度不明(任意座標系)</li> </ul>
固定資産課税台帳 【非公開】		市区町村										△	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物形状もデータ化しているケースあり</li> <li>地方税法第22条により目的外使用不可</li> <li>自治体ごとに仕様は不統一</li> </ul>

# アドレスデータのデータ項目の粒度もバラバラ

- データ項目粒度
  - 1項目で建物名まで書く場合
  - 郵便番号も含む場合
  - 自動入力サイトのように3 – 4分割する場合
- データ定義のガイドブックを作成

政府相互運用性フレームワーク（GIF）→次ページ



※英語の住所の書き方も様々

# 社会のデータを体系化

ガイドブック群

政府相互運用性フレームワーク 全体編

コア語彙（共通語彙基盤）

コアデータモデル 全体概要  
 コアデータモデル解説書 個人  
 コアデータモデル解説書 連絡先  
 コアデータモデル解説書 住所（アドレス）  
 コアデータモデル解説書 法人  
 コアデータモデル解説書 施設  
 コアデータモデル解説書 アクセシビリティ  
 コアデータモデル解説書 子育て支援情報  
 コアデータモデル解説書 土地（予定）  
 コアデータモデル解説書 建物（予定）  
 コアデータモデル解説書 設備（予定）

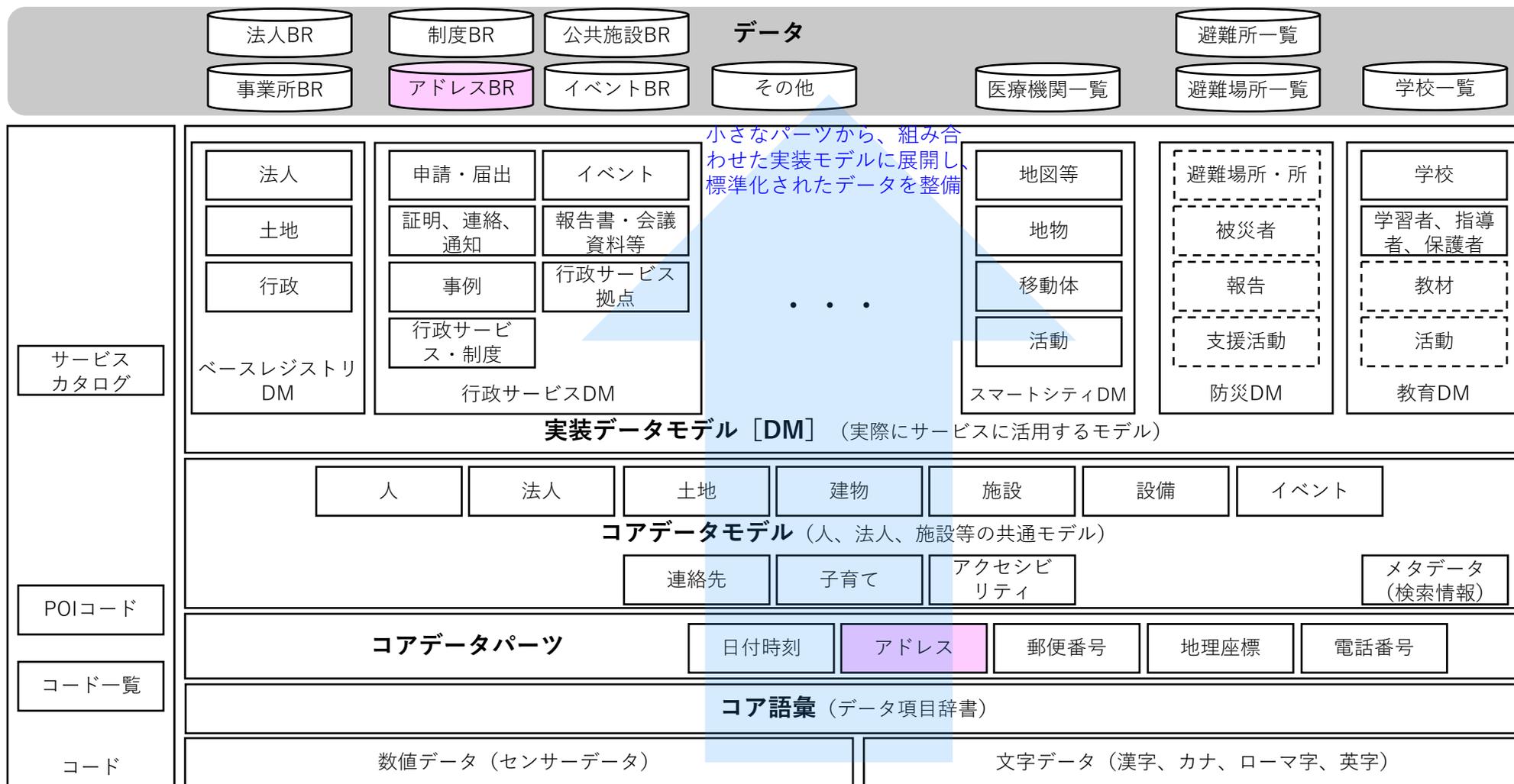
コアデータパーツ 日付及び時刻  
 コアデータパーツ 住所（アドレス）  
 コアデータパーツ 郵便番号  
 コアデータパーツ 地理座標  
 コアデータパーツ 電話番号

実装データモデル（行政） 申請・届出  
 実装データモデル（行政） 証明・通知  
 実装データモデル（行政） 事例  
 実装データモデル（行政） 行政サービス・制度  
 実装データモデル（行政） イベント  
 実装データモデル（行政） 報告書  
 実装データモデル（行政） 行政サービス拠点・支援機関等  
 実装データモデル（行政） 調達  
 実装データモデル（スマートシティ）（予定）

文字環境導入実践ガイドブック  
 マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック  
 コード（分類体系）導入実践ガイドブック  
 API導入実践ガイドブック  
 データマネジメント実践ガイドブック  
 データ人材管理実践ガイドブック  
 データ環境整備のための  
 アーキテクチャ管理実践ガイドブック  
 データ品質管理ガイドブック  
 メタデータ導入実践ガイドブック

コード サービスカタログ  
 コード コード一覧  
 コード POIコード  
 ルール GIF推進に有益なルール等

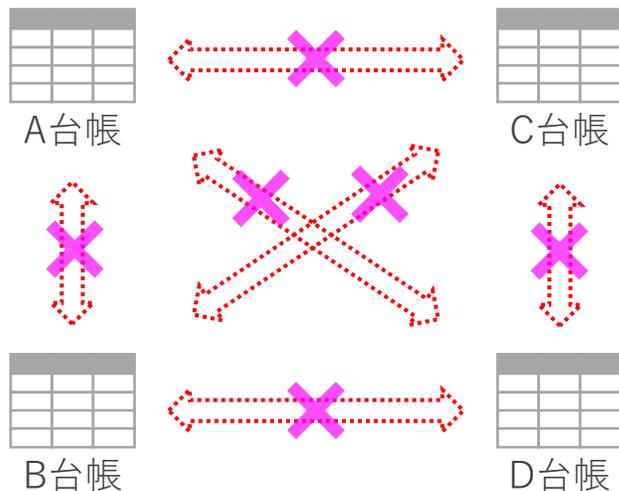
## ● 政府相互運用性フレームワーク（GIF: Government Interoperability Framework）



# アドレス・ベース・レジストリ整備のねらい

Before

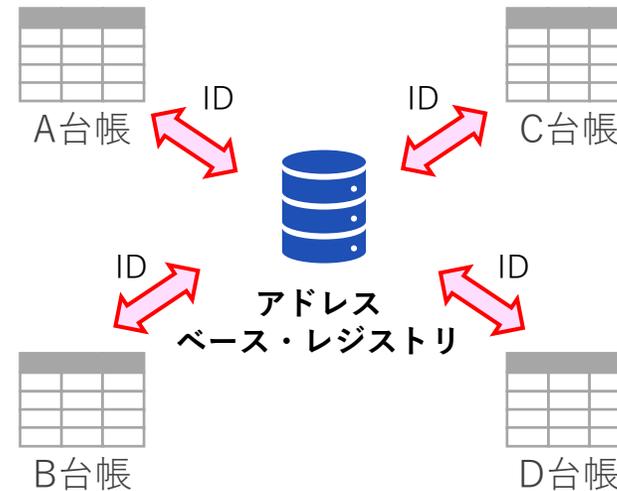
n対mの名寄せ地獄…



- ❌ 紐付けのための共通キーがない
- ❌ 個別にデータ更新する必要あり
- ❌ 手作業の労力が多大

After

共通の参照先としてのベース・レジストリ



- ✅ 共通のIDによる紐付け
- ✅ ベース・レジストリの更新を反映可能
- ✅ 機械判読可能

社会全体の無駄の削減を目指す

# アドレス・ベース・レジストリ整備のアプローチ

## 既に整備されているデータを活かす

- 電子国土基本図、位置参照情報、不動産登記情報（地番区域情報・地番）、…

## IDで紐付くようにする

- 町字IDを設定 - 大字町丁目レベル位置参照情報の大字町丁目コードを活用

## ヨミガナ・英字を整備する

- 音声合成・音声認識や、海外対応を考慮

## 地理空間情報として活用できるようにする

- 代表点、ポリゴンの整備 - 法務省による登記所備付地図データ提供の取組と連携

## 管理主体の省庁間の連携・国地方連携（+ 業務をなるべく増やさない）

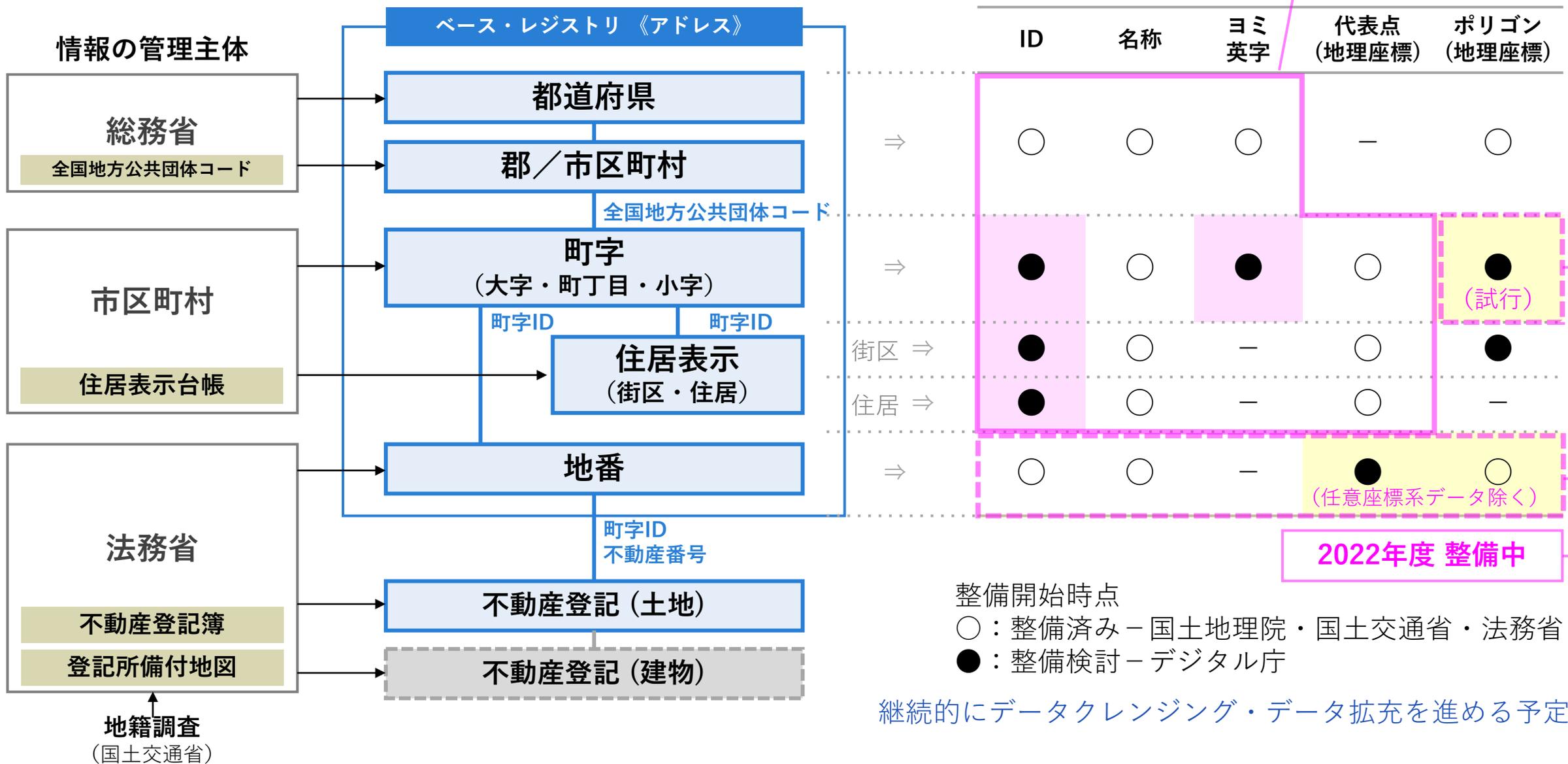
- 出典としてのデータ提供の協力依頼
- 市区町村の業務への活用を意識、行政DX推進の一助となる関連ツールの提供

## データ更新のしくみをあらかじめ組み込む

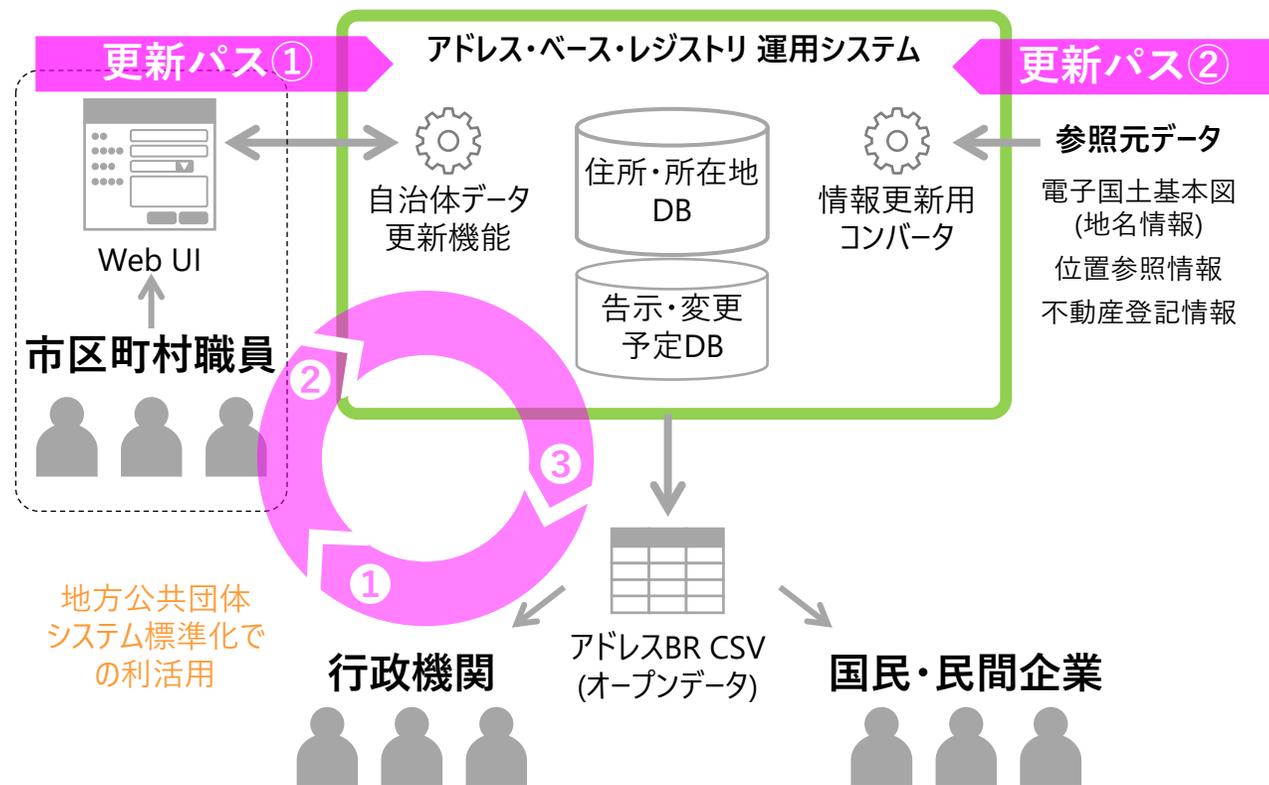
- 正確性・最新性の確保、持続可能なエコシステム

# アドレス・ベース・レジストリの目指す姿

2022-04 試験公開



# アドレス・ベース・レジストリのデータ更新の枠組み



# アドレス・ベース・レジストリのテーブル体系・ID仕様

市区町村マスター
全国地方公共団体コード <属性:名称/カナ/英字他>

町字マスター
全国地方公共団体コード 町字ID 住居表示フラグ <属性:名称/カナ/英字他>

町字マスター位置参照拡張
全国地方公共団体コード 町字ID 住居表示フラグ <属性:代表点(緯度/経度)他>

住居表示-街区マスター
全国地方公共団体コード 町字ID 住居表示フラグ 街区ID <属性:名称/カナ/英字他>

住居表示-街区マスター位置参照拡張
全国地方公共団体コード 町字ID 住居表示フラグ 街区ID <属性:代表点(緯度/経度)他>

住居表示-住居マスター
全国地方公共団体コード 町字ID 住居表示フラグ 街区ID 住居ID <属性:名称/カナ/英字他>

住居表示-住居マスター位置参照拡張
全国地方公共団体コード 町字ID 住居表示フラグ 街区ID 住居ID <属性:代表点(緯度/経度)他>

ID	形	桁	備考
全国地方公共団体コード	半角数字	6桁	チェックデジット付き
町字ID	半角数字	7桁	4桁(大字・町) - 3桁(丁目/小字)
街区ID	半角数字	3桁	
住居ID	半角数字	3桁	
地番ID	半角数字	15桁	5桁(本番) - 5桁(支号) - 5桁(支号の支号)

地番マスター
全国地方公共団体コード 町字ID 住居表示フラグ 地番ID <属性:名称/カナ/英字他>

地番マスター位置参照拡張
全国地方公共団体コード 町字ID 住居表示フラグ 地番ID <属性:代表点(緯度/経度)他>

※住居マスター・住居マスター位置参照拡張には、フロントページ基礎番号と、家屋に付定された住居番号の両方を収録することが可能な仕様としている。

# 町字の階層分けと町字ID体系の整理

住居表示 実施区分	階層1	階層2		説明	町字ID	
	大字・町	丁目	小字		上4桁	下3桁
住居表示実施 (街区方式)	町	(丁目なし)	(小字なし)		0001~9999	000
	町	丁目	-	堺市の「丁」を含む	0001~9999	001~100
	町	-	丁目に文字	「●丁目北」など文字を含む場合	0001~9999	101~999
	(町なし)	丁目	-	例外的、固有地名部分がない場合	0000	001~100
住居表示実施 (道路方式)	道路	(丁目なし)	-	道路方式の住居表示の場合、道路名は「大字・町名」に収録	0001~9999	000
	道路	丁目	-		0001~9999	001~100
住居表示非実施	大字・町	(丁目なし)	(小字なし)		0001~9999	000
	大字・町	丁目	-		0001~9999	001~100
	大字・町	-	小字	文字を含む丁目も小字扱い	0001~9999	101~999
	大字・町	-	番地補足	番地の前の「東」「浜」「甲」「イ」等(*1)	0001~9999	101~999
	(大字なし)	丁目	-		0000	001~100
	(大字なし)	-	小字(字)		0000	101~999
	(大字なし)	(丁目なし)	(小字なし)		0000	000
	大字・町	-	通称等	通称、無番地等(町字の下層の場合)	0001~9999	101~999
通称等	-	(小字なし)	通称、無番地等(市町村の直下の場合)	0001~9999	000	

(\*1) IMI共通語彙基盤における「住所型」の「番地補足」に相当するもの

- ※ 町字IDを7桁で表現するため、「丁目」か「小字」はいずれか一方しか収録しない。
- ※ 町字IDの下3桁に丁目を収録する場合は、丁目数字をそのまま使用し左をゼロ埋め。

# ベース・レジストリ整備には地番に関する整理が必要

公的情報基盤（ベース・レジストリ）の整備に向けた「地番」情報の取扱いについて

令和3年8月27日

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室  
内閣官房地理空間情報活用推進室  
総務省・法務省・農林水産省  
個人情報保護委員会事務局  
内閣府規制改革推進室

公的情報基盤（ベース・レジストリ）の整備は、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）等においても推進の必要性が記され、デジタル社会における重要な課題となっている。

ベース・レジストリの整備にあたっては、各所が保有するデータの共有、活用等が重要である一方、各情報の個人情報該当性についても配慮し、取扱い方法の検討を行う必要がある。土地・地図情報の整備にあたり重要な情報の1つである「地番」については、第7回成長戦略ワーキング・グループ（令和3年3月24日）<sup>1</sup>の議論を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）の適用関係について以下のとおり整理し、当面これに従い個人情報の保護、行政機関における利用・提供を行うものとする。

なお、地番以外の情報についても、当面以下の整理を参考のうえ取扱いを順次検討していくことが望ましい。また、中長期的な課題として、ベース・レジストリの整備を目的とする場合の情報の取扱いについて、一般化した基準<sup>2</sup>を作ることも検討の必要がある。

## 個人情報保護法における整理

「地番」は、それ単体では特定の個人を識別することはできないものの、「地番」情報を保有する者において、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合には、「地番」情報及び当該「他の情報」による情報全体として同法第2条第1項の「個人情報」に該当する。なお、「地番」と他の情報とを組み合わせた情報全体として「個人情報」に該当するか否かについては、いかなる情報を「地番」に組み合わせているかに応じ、個別の事例ごとに判断することとなる。

# デジタル庁ウェブサイトより資料・データを公開中

## デジタル庁

[ホーム](#) > [政策](#) > [アドレス・ベース・レジストリ](#)

## アドレス・ベース・レジストリ

アドレス・ベース・レジストリは、住所・所在地のマスターデータ及びその運用システム全体を指します。「アドレス」という言葉を用いているのは、一般的に「住所」は住民が居住する場所を、「所在地」は法人等が事業を営む場所を示すものですが、ベース・レジストリにおいては、住所や所在地に加えて農地や林地の場所など、地番の存在する場所全てを検討対象とすることから、それら全てを包含する意図で「アドレス」という言葉を用いています。

⋮

## 関連情報

- データのダウンロード [☑](#)
- データ解説書 [\(PDF/2,279KB\)](#)
- データフォーマット [\(Excel/75KB\)](#)
- データの利用規約



データ解説書



データフォーマット

新着・更新情報

プレスルーム

大臣等会見

組織情報

政策

会議等

法令

採用

資料

申請・届出

調達情報

アドレス・ベース・レジストリ



2022年4月より試験公開版を公開中

ベース・レジストリ データカタログサイト  
Base Registry Data Catalog Site



データのダウンロード

# アドレス・ベース・レジストリの今後について

- 試行から安定運用へ
  - データ更新やSLAの設定も含め、誰もが正確なアドレス情報を入手できる仕組みを目指す。
  - 名称、ヨミなどの基本部分から順次展開
- 不動産IDとの連携など、他のベース・レジストリとの連携
  - アドレスは多くの情報の基礎であることから先行したサービス提供を目指していく

※正確な情報を管理するのが行政の役割。通称や読み間違いなどの辞書は民間領域。

- 「秋葉原」→アキバ
- 「内幸町」：○「うちさいわいちょう」×「ないこうちょう」